

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2021年 6月 14日

三重県知事 殿

提出者

住所 〒514-0004 津市栄町1丁目960番地

氏名 三重県厚生農業協同組合連合会
代表理事理事長 庄山 隆裕

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 059-229-9191

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院
事業場の所在地	三重県松阪市川井町字小望102番地
計画期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	P83 医療、福祉/ 医療業
② 事業の規模	440床
③ 従業員数	合計775名 (職員628名、パート職員147名)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・院内にて廃棄物発生・廃棄物保管庫に保管・廃棄物保管庫から収集運搬業者のトラックに積込み・収集運搬業者の積込み保管場所に一時保管する若しくは処分場に直行する。・処分場に搬入・搬入された廃棄物を焼却処分・焼却灰を焙焼炉で高温(1000°C)焼成し無害化され、路盤材等にリサイクルする。

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

- 1、廃棄物管理に関しては全責任を病院長が負う。
- 2、院内に於ける廃棄物に関する事項は院内感染対策チーム委員会で決定し、企画、立案は特別産業廃棄物管理責任者(特管)が行い、マニュフェスト処理などの実務を施設・資材課が行う。施設・資材は専用保管場所、施設維持、保全も行う。
- 3、マニュフェスト照合などは、管理補助者が行い。県への届出も管理補助者が行う。
- 4、職員・スタッフへの廃棄物処理・分別などの啓蒙は特管が行う。院内廃棄物処理のルールなども施設・資材課と協力して作成し院内のスタッフへ啓蒙、実施する。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度実績】					
<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。</td></tr> <tr> <td>排出量</td><td></td></tr> </table>		特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。	排出量	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。				
排出量					
(これまでに実施した取組)					
<p>①現状</p> <p>院内感染対策チーム委員会のラウンドにて各部署で指導している。これらにより、削減や、分別についての啓蒙を図った。ただ、現状ではICT(感染対策)によるガイドライン遵守など感染対策を図りつつ、削減や抑制を進めていく難しさがある。</p>					
【目標】					
<table border="1"> <tr> <td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。</td></tr> <tr> <td>排出量</td><td></td></tr> </table>		特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。	排出量	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。				
排出量					
(今後実施する予定の取組)					
<p>②計画</p> <p>上記の現状に加えて、各部署責任者と、年に数回定期的な会議を実施し、排出の抑制に対する意識付けを行う。</p>					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) マニュアルのゴミ分別方法の閲覧を促し、専用容器は20㍑バイオハザードマーク付のプラスチック容器と80㍑及び40㍑バイオハザードマーク付ダンボール箱を指定し、収容容器への収容は、注射針、メス、メスの刃、ガラス製品、その他鋭利な物はプラスチック容器に、その他は、ダンボール箱に収容するよう周知と徹底を図っている。
	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の現状に加えて、各部署責任者と、年に数回定期的な会議を実施し、院内感染対策チーム委員会及び、各部署責任者より下部への啓蒙を強化する。
<p>②計画</p>	

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施していない。	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
①現状	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類 自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
②計画	(今後実施する予定の取組) 実施予定なし。	

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	
(これまでに実施した取組)	
①現状 実施していない。	
【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	
(今後実施する予定の取組)	
②計画 実施予定なし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	
全処理委託量	
優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「前年度実績」欄に記載してください。
認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(これまでに実施した取組)	
①現状 ・委託先の現地確認の実施 ・電子マニフェストの導入	

(第5面)

【目標】	
特別管理産業廃棄物の種類	
全処理委託量	
優良認定処理業者への処理委託量	
再生利用業者への処理委託量	この欄へは記入せず、別紙3の「今年度目標」欄に記載してください。
認定熱回収業者への処理委託量	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
(今後実施する予定の取組)	
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への委託をする。 ・電子マニフェストを継続する。 	
【前年度(2020年度)実績】	
特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く)	176 t
(今後実施する予定の取組)	
電子マニフェストの利用割合(電子化率)100%を継続する。	
電子情報処理組織の使用に関する事項	
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報組織の使用に関する取組（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項のすべてを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。
- 9  欄及び※欄は記入しないこと。

記入願います
 記入不要です

項目	廃棄物の種類 現状/計画																	合計量 (t)	合計量 PCB除く (t) *
		ア 引火性 廃油	イ 腐食性廃 酸pH2以下	ウ 腐食性廃 アルカリpH12.5以上	エ 感染性産 業廃棄物	オ 廃PCB等	カ PCB 汚染物	キ PCB 処理物	ク 廃水銀等	ケ 指定 下水汚泥	コ 有害 鉱さい	サ 廃石綿等	シ 有害 燃え殻	ス 有害 ばいじん	セ 有害廃油	ソ 有害汚泥	タ 有害 廃酸	チ 有害 廃アルカリ	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量 ①	前年度実績																0	0
	今年度目標				176													176	
自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行なう特別管理産業廃棄物の量 ②+⑧	前年度実績																0	
	今年度目標																	0	
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熟回収を行う特別管理産業廃棄物の量 ⑤	前年度実績																0	
	今年度目標																	0	
自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 ③+⑨	前年度実績																0	
	今年度目標																	0	
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量 ⑩	前年度実績																0	
		今年度目標			176													176	
	⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑪	前年度実績																0	
		今年度目標			176													176	
	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫	前年度実績																0	
		今年度目標			176													176	
	⑩のうち認定熱回収業者への処理委託量 ⑬	前年度実績																0	
		今年度目標																0	
	⑩のうち認定熱回収業以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑭	前年度実績																0	
		今年度目標																0	

(注) 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書(様式第二号の十四)を提出する事業者は、本シートの前年度実績欄への記入は不要です。

(参考) 各項目の白抜き番号は、様式第2号の14 別紙4の項目番号です。

* PCBとは、上記の オ廃PCB等、カPCB汚染物、キPCB処理物 です。